

荒川区いじめ防止基本方針

平成27年3月

荒川区教育委員会

はじめに

荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、荒川区基本構想に掲げる「子育て教育都市 荒川区」を実現するため、荒川区学校教育ビジョンの方向性を以下のとおり定めている。

次代を担う子どもたちが、学校や地域社会での様々な経験を通じてたくましく生きる力を培い、個性や能力を十分に発揮し、人間性豊かに成長していくことは、区民全体の大きな願いである。また、子どもたち一人ひとりが、自らの人生を豊かにし、幸せに生きていくことができる総合的な力を育む上で、教育が与える影響は極めて大きく、とりわけ9年間の義務教育は、その基礎を培う重要な責務を担っているといえる。

そこで、子どもたちが将来への夢や希望をもって主体的に学び、育つよう、区立の小中学校の教育目標を「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」とし、次の3つの視点で新たな施策の方向性を示した。

1 子ども一人ひとりの可能性を伸ばす

子どもたちに目的意識をもたせる教育の充実や、魅力ある授業ができる教員を育成していくことが大切である。教育内容の質的な充実を支える教育環境も合わせて整備していく必要がある。

2 豊かな感性や創造力を育む

学校における日常の創作活動や表現活動の充実を図り、地域と一体となって子どもたちに感動や喜びを味わわせ、豊かな感性や創造力を育む教育を進めていくことが必要である。

3 社会的自立の基礎を培う

開かれた学校づくりを推進して家庭や地域との連携を深め、子どもたちの社会的自立の基礎を培い、地域社会の担い手としての自覚とその発展のために貢献する態度を育てる教育を進めていくことが必要である

（平成19年3月 荒川区教育委員会決定）

この荒川区学校教育ビジョンの方向性にに基づき、心身ともに健全な児童生徒を育成することは、荒川区立学校（以下「学校」という。）の重要な使命である。しかしながら、一方では、激変する社会経済状況の中、児童生徒の学校生活及び日常生活において、いじめ・不登校、暴力行為等の問題行動、薬物乱用、子どもの貧困・社会排除問題など心や命にかかわる問題等、多くの課題が発生しており、その健全な育成を妨げていると言わざるを得ない。とりわけ、いじめの問題は、児童生徒の人間性の形成と人権及び生命尊重の精神の育成の上でも、極めて重要な問題である。

教育委員会では、これまでいじめの問題に対して、地区連絡協議会やサポートチームの編成を通し、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきたところである。

この度、国において、平成25年9月「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が施行されたことに伴い、改めて荒川区におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。（法第12条）

第1 基本方針策定の意義（法第1条）

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ児童生徒の生活の中心である学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにしなければならない。

荒川区いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、法の趣旨を踏まえ、学校における、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2 いじめの定義（法第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学校に在籍する児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 基本理念（法第3条）

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもたちが、たくましく生きる力を培い、人間性豊かに成長していくためには、様々な人々との関わり合いや気付きを通して、他者に対する寛容の心や自己肯定感を育み、他者と温かい人間関係を築いていくことが大切である。

しかしながら、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望が失われるなど、子どもたちに深刻な影響を与える重大な問題である。

荒川区教育委員会は、このような認識のもと、「区としていじめを絶対許さない」「未然防止を徹底する」「いじめられている児童生徒を一人にせず、みんなで守り抜く」「いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に心の傷を残さない」「いじめた児童生徒にも手を差し伸べ、触法少年を出さない」という状況を目指し、庁内関係部署と一丸となって、学校、家庭、地域、関係機関と密接な連携を図り、いじめ防止に取り組む。

- 1 いじめは、児童生徒の生命や心身の健全な成長及び人格形成に重要な影響を及ぼすものであり、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害である。この認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- 2 いじめは、すべての子どもに関する問題であり、いじめほどの集団にも、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 3 児童生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように、いじめに関する理解を深めるよう努める。
- 4 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的な取組を推進するための組織を置き、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策に努める。

- 5 子どもの生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、解決を図る。

第4 いじめの禁止（法第4条）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。

第5 いじめ問題への基本的な考え方（法第6条）

いじめは、どの学校でも起こり得るものであり、とりわけ児童生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、次のとおり、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。

1 いじめを許さない雰囲気づくり

教職員や児童生徒による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切である。

そのため、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進して、児童生徒にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに、児童生徒による自治的かつ自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

2 温かい人間関係の構築

様々な人々との関わり合いや気付きを通して、他者に対する優しい気持ちや自己肯定感を育み、児童生徒相互や教職員等との間で、温かい人間関係を築くことが大切である。

そのため、道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていく。また、「生きる力」をはぐくむために、「子供たちが地域社会の中でいろいろな人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねていく。

3 早期発見及び的確な指導

児童生徒の心のサインを見逃さず、早期発見・早期対応を図ることが大切である。

そのため、教職員は児童生徒との日常的なコミュニケーションや児童生徒の行動観察等を通して、実態把握に努めるとともに、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた児童生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

4 教職員の指導力の向上及び組織的対応

いじめの防止等に適切に対応できるようにするため、個々の教職員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めることが大切である。

そのため、教職員個人による対応に任せることなく、スクールカウンセラー等の活用も含めた学校全体による組織的な取組により解決を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

学校非公式サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを通じて行われるいじめに対しては、児童生徒や保護者がICT分野のメリット及びデメリットを十分に理解することが大切である。

そのため、児童生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

6 学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化

いじめ防止等を効果的に進めるため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携を強化することにより、学校、家庭及び地域が一体となって児童生徒の規範意識を養う指導体制を構築することが大切である。

そのため、学校と地域との連絡会、道徳授業地区公開講座、保護者会等における啓発や情報交換を行う。また、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努め、児童生徒をいじめから保護するとともに、いじめに関係する情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力する。（法第9条）

第6 学校における取組

学校は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日都知事決定）」、教育委員会の本基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織等の設置（法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、校内委員会（サポートチーム）を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組（法第15条）

学校は、教育委員会と連携して、以下の（1）から（4）までに示す内容を参考として、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

（1）未然防止（法第15条第2項）

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成するため、道徳教育や人権教

育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によりいじめに向かわない態度・能力を育成する。

児童生徒自らが、いじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進することができるよう、校内研修の充実等を通じて教職員の資質の向上を図る。

児童生徒及び保護者を対象としたいじめの防止等のための啓発活動の推進や家庭訪問、学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力関係の構築に努める。

(2) 早期発見（法第16条第1項）

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を進める。また、保健室や教育相談室等の利用や教育センター電話相談等、保護者、地域からの情報提供や相談を受けやすい体制整備に努めるとともに、教職員及び関係者が、いじめに関する情報の共有化を推進する。

(3) 早期対応（法第16条第3項）

いじめを発見した場合、いじめを行った児童生徒へ毅然とした態度で指導するとともに、教職員全体で速やかに対応できるよう組織体制を整備する。

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、いじめを見ていた児童生徒が自分の問題としてとらえられるよう継続的な指導を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察との相談等関係機関や専門家等との相談・連携体制を整えるとともに、保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。

第7 教育委員会の取組

1 「荒川区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」の設置（法第14条）

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察署、その他の関係者で構成する「荒川区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」を置く。所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他荒川区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会が必要と認めた事項

2 「いじめ問題調査委員会」の設置（法第28条）

教育委員会は、いじめによる「重大事態」及び同種の事態の発生の防止に資するため、学識経験者、児童相談所、警察署、弁護士、その他関係者で構成する「いじめ問題調査委員会」を置く。所掌事項は次のとおりである。

- (1) 重大事態発生時の事実関係を明確にするための調査に関する事項
- (2) 調査結果の教育委員会及び区長への報告に関する事項

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

教育委員会は、次に挙げる取組等を通じて各学校を指導・支援するとともに、いじめの防止等を効果的に推進していく。

(1) 学校におけるいじめの防止（法第15条）

学校生活全体を通して、自他の生命を尊重する心を育み、自尊感情や自己肯定感を高めることで、生命にかかわる重大な事故やいじめ・不登校の未然防止を以下の通り図る。

- ア 思いやりの心や、児童生徒一人一人がかけがえの無い存在であること、命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して育むことを推進する。
- イ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。
- ウ 児童会・生徒会活動による「いじめ防止等に向けた取組」を推進する。
- エ 保護者向け啓発資料や研修会、講演会等を活用し、いじめの防止に向けた啓発を行う。

(2) 相談体制の整備（法第16条）

- ア 各校に設置されている教育相談室及び配置されているスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。
- イ 荒川区いじめ調査を実施し、各校でアンケート調査を行い、その結果を把握する。
(7月・12月・3月)
- ウ 学期始めや夏季休業中の生活面談、個人面談等により、各校で児童生徒（又はその保護者）からいじめについての聞き取り調査を実施するよう学校に指示する。
- エ 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、各校で実態把握調査を行う。

4 関係機関等と連携した取組の推進（法第17条）

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのいじめの問題解決への関与を進めるとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員などの関係機関との連携を促進する。
- (2) 「荒川区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会」を通じ、いじめの防止等に関する関係機関の日常的な連携を進める。

5 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等（法第18条）

- (1) いじめの防止に関わる教育委員会主催の研修会を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。
- (2) 職層別等の研修会において、いじめの問題への対応について「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」やいじめの問題に関係する資料を活用した指導・助言を行い、管理職及び教職員の資質向上を図る。
- (3) いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

6 学校と家庭及び地域等との連携

いじめ防止等を効果的に進めるため、保護者・地域・関係機関との連携した取組を一層推進する。

教育委員会は、いじめ防止等を迅速かつ的確に進めるため、庁内連携を一層緊密にし、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図り、学校におけるいじめの防止等に対する取組を支援する。さらに、保護者・地域（人権擁護委員、保護司、町会、青少年育成地区委員会、青少年委員、母の会、主任児童委員、民生児童委員等）と一層緊密に連携して取り組む

よう指導する。

また、教育基本法第10条の「父母その他の保護者の第一義的責任」に鑑み、家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発する。

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条）

- (1) セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう指導する。
- (2) インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた児童生徒又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、教育委員会が、必要に応じ、法務局又は地方法務局に要請を行う。

8 発達障がいのある子ども等へのいじめ防止に向けた取組

すべての児童生徒は、障がいの有無にかかわらず、等しく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。この理念にのっとり、発達障がいのある子どもに対するからかい等が、いじめへ発展することを防止するとともに、教職員の障がい特性に関する理解や具体的ななかかわりを共通認識するため、特別支援教育コーディネーター研修等の職層研修を活用し、教職員の資質・能力の向上を図る。

9 啓発活動（法第21条）

- (1) セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう指導する。
- (2) 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。

第8 重大事態への対処（法第28条）

教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、教育長が「重大事態」として対処するとともに、当該校の下に組織を設け、当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

1 学校の対応

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、校内委員会（サポートチーム）を招集し、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) 学校が上記により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

- (2) 学校は、被害児童生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。
- (3) 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。
- (4) 学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害児童生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、被害児童生徒とその家庭を支援する。
- (5) 学校は、いじめが原因で不登校になっている被害児童生徒を適応指導教室に通級させるほか、被害児童生徒の状況に応じて、保健室登校を実施するなど緊急避難措置を実施する。
- (6) 学校は、被害児童生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童生徒について、被害児童生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- (7) 学校は、被害児童生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害児童生徒を守るとともに、周囲の児童生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- (8) 学校は、重大事態が発生した場合、その旨を速やかに教育委員会を通じて、区長に報告する。
(法第30条第1項)

2 教育委員会の対応

教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、いじめ問題調査委員会を招集し、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会が、事実関係を明確にするための調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。(法第28条第2項)
- (2) 教育委員会は、学校が調査を行う場合において、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。(法第28条第3項)
- (3) 教育委員会は、調査を行う場合には、区長に速やかに情報を提供するとともに、調査結果を報告する。(法第30条第1項)
- (4) 教育委員会は、いじめ問題調査委員会の調査による結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

3 荒川区の対応

- (1) 区長は、いじめ問題調査委員会による調査結果の報告を受け、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生を防止のため、必要と認めるときは再調査を行う。(法第30条第2項)
- (2) 区長は、(1)の規定による調査を行ったときは、その結果を区議会に報告する。
(法第30条第3項)
- (3) 区長は、再調査による結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大

事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
(法第30条第5項)

第9 取組の評価・改善

教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、文部科学省による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果、東京都教育委員会による「ふれあい（いじめ防止強化）月間」実施後の調査結果及び教育委員会によるいじめに関わる学校評価アンケートの調査結果等を元に指導し、いじめ防止の取組を定期的に評価・改善する。

- 1 いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるよう、「悩みや不安、心配事を相談できる先生がいるか」「先生は、相談したことについて対応してくれるか」等のアンケートを全児童生徒対象に実施し、現状を把握する。
- 2 教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組を進める上で、学校運営の改善が図られるよう、学校訪問や学校関係者評価委員会の有識者による外部評価を活用し、校長等への指導・助言を行う。
- 3 教育委員会は、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、ホームページ等で公開する。また、区の基本方針についても、評価、修正、改善する。

第10 付則

- (1) この基本方針の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。
- (2) この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。